

一宮監公表第6号
令和2年3月2日

一宮市監査委員 和 家 淳
一宮市監査委員 岸 澤 修
一宮市監査委員 長谷川 八 十
一宮市監査委員 高 橋 一

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を、都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和元年度 一宮市行政監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

2 監査のテーマ

AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理状況について

3 監査の目的

医療従事者、救急救命士等以外の、救命の現場に居合わせた市民によるAED（自動体外式除細動器）の使用については、平成16年7月1日付け厚生労働省通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」により、その取扱いが示された。これを機に、AEDは、医療機関のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に国内において急速に普及しており、当市の主要な施設においても設置が進められてきた。

AEDは、適切な管理が行われなければ、緊急時に作動せず、救命効果に重大な影響を与えるおそれがある。厚生労働省からは、一部のAEDの維持管理が適切に行われていない実態があるとして、平成21年4月16日付け厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適正な管理等の実施について」により注意喚起及び関係団体への周知のための通知が各都道府県知事あてに発出されている。

そこで、市が管理する施設で、救命救急において市民がAEDを使用する際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するため、機器の設置、更新、点検及び消耗品の交換など適切な維持管理が行われているかについて監査を実施した。

4 監査の対象

全課（公所）

5 監査の実施期間

令和元年9月24日から令和2年2月25日

6 監査の着眼点

- (1) 設置が推奨される施設にAEDが設置されているか
- (2) 更新は計画的に適切な時期に行われているか
- (3) 日常点検は適切に実施されているか
- (4) 消耗品の交換は計画的に適切な時期に行われているか
- (5) AED操作講習は適切に行われているか
- (6) 設置場所の表示、啓発及び情報提供は適切に行われているか
- (7) 施設内でのAEDの設置場所は適切か

7 監査の実施方法

全課（公所）に対して、あらかじめ設定した着眼点に基づいた調査票の提出を求め、各課及び各施設でのAED管理状況を全体調査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、関係職員から説明を聴取した。

なお、指定管理者が管理している施設については、現地調査の際に、地方自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、指定管理者に対し聞き取り調査を行った。

第2 監査の結果

1 調査票による事前調査の結果

調査結果は、以下のとおりである。

(1) AEDの設置、更新及び使用状況

平成25年9月27日付け厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドライン（通知）」（以下、「ガイドライン」という。）によれば、AED設置が推奨される施設として、管理事務所を伴うスポーツ関連施設、市役所、公民館、市民会館、消防署等の公共施設、高齢者のための介護・福祉施設、学校等があげられている。当市にはAEDの設置に関し統一的な基準はなく、施設に設置するかどうか、何台を設置するか、どこに配置するか等の判断は各所管課に委ねられている。

ア AED設置施設と設置台数の状況

所管課別AED設置状況及び施設分類別AED設置状況は、第1表及び第2表のとおりである。

○第1表 所管課別AED設置状況

AED所管課名		AED設置施設等	設置施設数	台数
総合政策部	危機管理課	庁舎 等	8	12
市民健康部	市民課	出張所	10	10
	中央看護専門学校	中央看護専門学校	1	1
福祉部	福祉課	思いやり会館、療育サポートプラザ	2	2
	高年福祉課	高齢者福祉施設 等	20	20
	介護保険課	萩の里特別養護老人ホーム	1	2
こども部	子育て支援課	児童館、児童クラブ 等	55	55
	保育課	保育園	53	53
	いずみ学園	いずみ学園、たけのこ園	2	2
環境部	清掃対策課	斎場	1	1
	施設管理課	環境センター、リサイクルセンター、エコハウス138、ゆうゆうのやかた	4	4
経済部	商工観光課	尾張一宮駅前ビル	1	6
まちづくり部	公園緑地課	大野極楽寺公園管理事務所	1	1
教育文化部	総務課	小中学校	61	122
	学校教育課	学校教育課 (学校行事への貸出し用)	—	7
	生涯学習課	公民館	9	9
	スポーツ課	スポーツ施設	3	3
	教育指定管理課	指定管理施設	14	16
	図書館事務局	各図書館	4	5
	博物館事務局	博物館 等	3	3
病院事業部	市民病院事務局 管理課	市民病院	1	19
上下水道部	施設保全課	東部浄化センター	1	1
		佐千原浄水場	1	1
消防	一宮消防署 管理課	消防本部	1	1
合 計			257	356

○第2表 施設分類別AED設置状況

施設分類名	設置施設数	設置台数	施設の名称及び台数
学校等教育施設	62	123	小学校(84台)、中学校(38台)、中央看護専門学校(1台)
子育て支援施設	110	110	保育園(53台)、児童館(25台)、児童クラブ(29台)、子育て支援センター(1台)、いずみ学園(1台)、たけのこ園(1台)
福祉施設	25	26	いずみ福祉園(1台)、療育サポートプラザ(1台)、思いやり会館(1台)、いきいきセンター(3台)、いこいの広場(11台)、つどいの里(5台)、高齢者生きがいセンター(1台)、特別養護老人ホーム(2台)、ゆうゆうのやかた(1台)
保健・医療施設	3	21	市民病院(19台)、保健センター(2台)
社会教育施設	22	23	公民館(9台)、生涯学習センター(1台)、図書館(5台)、博物館等(3台)、市民会館(3台)、文化広場(2台)
スポーツ関連施設	13	15	平島公園野球場(1台)、光明寺公園球技場(2台)、総合体育館(1台)、一宮スポーツ文化センター(2台)、尾西スポーツセンター(1台)、木曾川体育館(1台)、テニスコート(1台)、温水プール(1台)、スケート場(1台)、アイプラザ一宮(1台)、尾西グリーンプラザ(1台)、東加賀野井パークゴルフ場(1台)、エコハウス138(1台)
商工業振興施設	2	7	尾張一宮駅前ビル(6台)、オリナス一宮(1台)
インフラ施設	4	4	環境センター(1台)、リサイクルセンター(1台)、佐千原浄水場(1台)、東部浄化センター(1台)、
庁舎・事務所その他	16	27	市役所(出張所、貸出し用を含む)(24台)、消防本部(1台)、大野極楽寺公園管理事務所(1台)、斎場(1台)
合計	257	356	

市が管理する公共施設のうち、AEDを設置している施設は257施設であり、ガイドラインでAEDの設置が推奨されている施設にはおおむね設置されていることが確認された。なお、上下水道部営業課が所管する水道お客さまセンターは、市が管理する公共施設であるが、設置されているAEDは委託業者の所有であり市が管理していないため、調査結果からは除外した。

設置台数は356台であり、学校等教育施設が最も多く123台、ついで子育て支援施設が110台となっている。

なお、スポーツ関連施設は13施設15台の設置にとどまっているが、これは、管理事務所を伴う施設にはAEDが設置されているが、管理事務所

を伴わないグラウンドやテニスコートなど 33 施設(学校屋外運動場照明施設 9 校を含む。)には設置されていないためである。所管課によると、無人の施設であり屋外施設も多く適切な管理が困難であるとのことである。

また、ガイドラインで A E D の設置が考慮される施設として集合住宅があげられているが、市営住宅には設置されていない。所管課によると、36 住宅 287 棟あり数が多く現状では管理が困難であるとのことである。

イ A E D 本体の最終更新年度及び耐用年数

現在設置されている A E D の最終更新年度及び耐用年数の内訳については、第 3 表及び第 4 表のとおりである。

○第 3 表 現在設置されている A E D 本体の最終更新年度

更新年度	台 数							計	構成比率
	子育て施設	学校	体育施設	社会教育施設	福祉施設	保健施設	庁舎等その他		
～平成 22 年度		1	4	3	1	4		13	3.7%
平成 23 年度							2	2	0.6%
平成 24 年度					20	2	9	31	8.7%
平成 25 年度			2				1	3	0.8%
平成 26 年度				2		1		3	0.8%
平成 27 年度		61	1	11	3	3	23	102	28.7%
平成 28 年度	1		3	4				8	2.2%
平成 29 年度	54		1	2		4	3	64	18.0%
平成 30 年度	54	61	1			7		123	34.6%
令和元年度	1		3	1	2			7	2.0%
計	110	123	15	23	26	21	38	356	—

注 以降、構成比率は小数点第 2 位で四捨五入しているもので、端数処理の関係上、合計が 100%にならない場合がある

○第4表 A E D本体の耐用年数

区 分	6年	7年	8年	計
台 数	118	163	75	356
構成比率	33.1%	45.8%	21.1%	—

各A E Dの最終更新年月日を起算日とし、製造販売業者が設定した耐用年数から耐用期間を試算したところ、学校で1台、体育施設で4台、社会教育施設で3台、福祉施設で1台、保健施設で4台、庁舎等その他で4台の計17台が超過していた。このうち、2台は令和2年度に更新される予定となっているが、残りは更新時期が未定となっている。

なお、市全体では、52台（14.6%）が次回の更新時期について決められていない。

ウ 使用実績

過去にA E Dを使用したことがある事例は、第5表のとおりである。
使用回数は13回である。

○第5表 使用実績

使用年月日	施 設 名
平成19年8月22日	いずみ福祉園
平成22年(月日不詳)	奥としよりの家（現・奥いきいきセンター）
平成28年(月日不詳)	木曾川西部いこいの家 （現・木曾川西部いこいの広場）
平成28年(月日不詳)	宮西児童館
平成28年7月27日	テニス場
平成29年12月9日	尾張一宮駅前ビル
平成30年4月12日	丹陽南保育園
平成30年10月2日	千秋南小学校
平成30年12月6日	富士保育園
平成31年1月22日	西成保育園
平成31年2月20日	神山小学校
令和元年8月8日	ポプラ児童クラブ
令和元年9月19日	萩の里特別養護老人ホーム

エ ガイドラインの認識状況

A E D設置施設等におけるガイドラインの認識状況は、第6表のとおり

である。

○第6表 ガイドラインの認識

区 分	知っている	知らない	計
施 設 数	222	36	258
構成比率	86.0%	14.0%	—

注 第6表から第13表までの施設数には、学校教育課貸出し用を1としてカウントしている

(2) A E Dの点検、管理状況

平成21年4月16日付け厚生労働省通知において、A E Dの設置者等は点検担当者を配置することとされている。また、点検担当者の役割として、日常点検としてインジケータランプの色や表示を目視することによりA E Dが使用可能な状態にあることを確認し、点検結果を記録に残すこと、A E Dに取り付けられている電極パッドやバッテリーの交換時期を表示ラベルにより把握し、使用期限切れになる前に適切に交換することが示されている。

ア 日常点検担当者の指定状況

日常点検担当者の指定状況は、第7表のとおりである。

○第7表 日常点検担当者

区 分	決めている	決めていない	計
施 設 数	168	90	258
構成比率	65.1%	34.9%	—

イ 日常点検マニュアルの作成状況

日常点検マニュアルの作成状況は、第8表のとおりである。

○第8表 日常点検マニュアルの有無

区 分	ある	ない	計
施 設 数	138	120	258
構成比率	53.5%	46.5%	—

ウ 日常点検の実施状況

インジケータランプの目視による日常点検の頻度及び日常点検記録簿の作成状況は、第9表及び第10表のとおりである。

○第9表 AEDインジケータランプの点検頻度

区 分	毎日	週1回	月1回	不定期	実施していない	その他	計
施設数	158	5	11	72	11	2	258
構成比率	61.2%	1.9%	4.3%	27.9%	4.3%	0.8%	—

注1 その他は、「6ヶ月に1回」と「通信で点検」
 2 複数台所有し機器によって点検方法が異なるため複数回答の施設が1施設ある

○第10表 日常点検記録簿の作成

区 分	作成している	作成していない	計
施設数	136	122	258
構成比率	52.7%	47.3%	—

インジケータランプを毎日点検している施設が158施設（61.2%）となっている一方、実施していない施設が11施設（4.3%）となっている。また、日常点検記録簿の作成をしていない施設が122施設（47.3%）となっている。

エ 消耗品の管理状況

(ア) バッテリー・電極パッドの使用期限の認識状況

バッテリー・電極パッドの使用期限の認識状況は、第11表のとおりである。

○第11表 バッテリー・電極パッドの使用期限の認識

区 分	認識している		認識していない		計
	施設数	構成比率	施設数	構成比率	
バッテリー 使用期限	257	99.6%	1	0.4%	258
電極パッド 使用期限	258	100.0%	0	0.0%	258

(イ) バッテリー・電極パッドの使用期限の表示状況

バッテリー・電極パッドの使用期限の表示状況は、第12表のとおりで

ある。

○第 12 表 バッテリー・電極パッドの使用期限の表示

区 分	表示している		表示していない		計
	施設数	構成比率	施設数	構成比率	
バッテリー 使用期限	256	99.2%	2	0.8%	258
電極パッド 使用期限	257	99.6%	1	0.4%	258

(ウ) バッテリー・電極パッドの使用期限の把握方法

バッテリー・電極パッドの使用期限の把握方法は、第 13 表のとおりである。

○第 13 表 バッテリー・電極パッドの使用期限の把握方法

区 分	管理台帳等	日常点検時の 表示ラベル 確認	保守業者から の連絡	把握して いない	計
施 設 数	190	50	81	0	258
構成比率	73.6%	19.4%	31.4%	0.0%	—

注 複数回答ありのため、施設数は計と一致しない

(3) A E D 操作に係る講習の状況

ガイドラインでは、A E D 設置施設関係者は、より高い頻度で A E D を用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、A E D を含む心肺蘇生の訓練を定期的を受けておく必要があるとされ、平成 16 年 7 月 1 日付け厚生労働省通知においては、2 年から 3 年間隔での定期的な再受講が望ましいとされている。

ア 施設での操作講習の実施状況

A E D の操作講習の実施状況は、第 14 表のとおりである。

○第 14 表 施設内での講習の実施

区 分	実施している	実施していない	計
施 設 数	58	199	257
構成比率	22.6%	77.4%	—

注 第 14 表から第 18 表の施設数には、学校教育課貸出し用を除外している

イ 3年以内に普通救命講習を受講した職員の有無

3年以内に普通救命講習を受講した職員の有無は、第15表のとおりである。

○第15表 普通救命講習受講済職員の有無

区 分	いる	いない	計
施 設 数	172	85	257
構成比率	66.9%	33.1%	—

市の職員研修で受講した者や、消防署で行っている講習に施設から派遣されて受講した者などもあるため、施設内講習の実施割合は22.6%にとどまったものの、3年以内に普通救命講習を受講した職員が施設にいる割合は66.9%となっている。

(4) AED設置表示、情報提供に関する状況

ガイドラインでは、AEDを備え付けている建物について、その旨を示すわかりやすいマークを入り口付近に表示したり、標識によってAEDの存在場所を明示したりすること等の工夫が期待されており、AEDの設置情報を日本救急医療財団や地方自治体が運営するAEDマップに登録し、住民に情報提供することが望ましいとされている。

ア 建物外表示の状況

AEDの設置に係る建物外への表示状況は、第16表のとおりである。

○第16表 建物外表示の実施状況

区 分	表示あり	表示なし	計
施 設 数	219	38	257
構成比率	85.2%	14.8%	—

イ 日本救急医療財団への登録状況

一般財団法人日本救急医療財団が運営するAEDマップへの登録状況は、第17表のとおりである。

○第 17 表 日本救急医療財団への登録状況

区 分	登録あり	登録なし	計
施 設 数	191	66	257
構成比率	74.3%	25.7%	—

ウ 市ウェブサイト等への掲載状況

当市では、市施設における A E D 配置場所の一覧を市ウェブサイトや一般の方にも配布される公共施設案内等に掲載し、公開している。

A E D の設置に係る市ウェブサイト等への掲載状況は、第 18 表のとおりである。

○第 18 表 市ウェブサイト等への掲載状況

区 分	掲載あり	掲載なし	計
施 設 数	255	2	257
構成比率	99.2%	0.8%	—

2 現地調査結果の概要

抽出にて調査した施設は、第 19 表のとおりである。

全 258 施設のうち 12 施設を抽出し、あらかじめ設定したチェック票に基づき現地調査を実施し、必要に応じて関係職員からヒアリング等を行った。

○第 19 表 抽出にて調査した施設

施設名	台数	所管課等
思いやり会館	1	福祉課
奥いきいきセンター	1	高年福祉課
富士保育園	1	保育課
西成保育園	1	保育課
環境センター	1	施設管理課
尾張一宮駅前ビル	6	商工観光課
浅井北小学校	2	総務課（教育）
尾西第一中学校	2	総務課（教育）
温水プール	1	教育指定管理課
テニスコート	1	教育指定管理課
アイプラザ一宮	1	教育指定管理課
中央図書館	2	図書館事務局

調査した A E D は、施設内の事務所や施設利用者にもわかりやすい場所に設置してあり、A E D 設置場所に関する施設内表示、施設外表示についても、全く表示がなされていない施設はなく、おおむね良好であった。また、A E D の日常的な管理の仕方については、市に統一した基準がなく各施設に委ねられているが、どの施設も A E D に明らかな異常は認められず、使用可能な状態であった。

第 3 要望

監査の結果を踏まえ、以下の項目について要望する。

1 A E D 本体の計画的な更新について

製造販売業者が設定した耐用年数を超過しているにもかかわらず、A E D 本体の更新がされておらず、更新予定もないものがあつた。耐用年数を過ぎても直ちに使用不能となる訳ではないが、救急救命において A E D が使用される際に、その管理不備により性能を発揮できなかった場合には、設置者の管理責任を問われることになるので、定期的に更新されるよう計画を検討されたい。

2 日常点検の実施について

日常点検において、インジケータランプの点検を実施していない施設、点検記録を作成していない施設があった。AEDが常に正常に稼働できる状態を維持しておくためには、日常的にインジケータランプの色や表示を点検することが重要であるので、インジケータランプの日常点検を確実に行うとともに、点検記録を残されたい。

3 施設職員に対する教育と訓練について

AED操作講習を実施している施設は258施設のうち58施設であったが、AEDを設置する施設には、AEDを適切に管理することのみならず、AEDを使用した応急手当ができる体制を整備することが当然に求められる。緊急時に迅速かつ適切に使用できることが重要であるので、施設内での講習の開催はもとより、他施設で実施される講習の活用も検討し、施設職員がAEDを含む心肺蘇生の講習を定期的受講できるよう配慮するとともに、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応を想定した訓練の実施についても検討されたい。

第4 監査意見

最後に、今回の行政監査における意見を述べる。

AEDは心臓に電気ショックを与え、正常な心臓の動きを取り戻すために用いる医療機器であり、突然の心停止の際に現場で行われるAEDを使用した救命処置は、迅速かつ的確になされることで、傷病者の救命率や社会復帰率を向上させる効果が期待できる。一方で、AEDは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。緊急時に有効に使用されるには、必要となる場所への効果的かつ効率的な配置と、各施設における適切な管理はもとより、施設職員の教育・訓練も含め、常に使用可能な状態が維持される必要がある。

そのためには、市として業務の適正を確保するための体制すなわち内部統制システムが機能していることが重要であるが、当市においては、AEDの設置及び管理に関し、統括する部署もなく、統一的な基準もないため、各施設所管課の判断に委ねられている。

結果、監査の結果が示すように、各施設におけるA E Dの設置場所、設置台数も各施設所管課の判断により様々であり、A E D本体の更新計画、日常点検の頻度や点検記録の作成、施設職員のA E D操作講習の受講などについて、対応が不十分と思われる施設も少なからず見られた。

ガイドラインでは、単にA E Dの設置数を増やすだけでは、必ずしも十分な救命率の改善が望めず、効率性を考えた戦略的配置と、管理と教育・訓練など、いざという時にA E Dが機能するような日頃からの準備を充実させていく必要があるとしている。A E Dに関する統括部署を定め、効果性及び効率性に配慮した配置計画を策定するとともに、本市施設におけるA E Dの設置及び表示、機器及び消耗品の管理、日常点検、救命講習の受講のあり方など基本事項に関し、ガイドライン等を踏まえた統一的なマニュアルなどを作成し、周知徹底を図ることが必要であると考えている。